

健健発0425第2号
健感発0425第3号
子母発0425第2号
平成31年4月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）
厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（協力依頼）

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国における麻しん対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき策定される麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第422号。以下「指針」という。）に沿って実施することとされています。

今般、厚生科学審議会における議論を踏まえ、別紙1「麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について」（平成31年4月19日健健発0419第1号厚生労働省健康局健康課長通知・健感発0419第1号結核感染症課長通知）で各都道府県等衛生主管部局に通知したとおり、平成31年4月19日に指針が改正され、「国は、都道府県を通じ、定期の予防接種の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、確実に予防接種が行われ、各市町村における第一期に接種した者及び第二期に接種した者の割合がそれぞれ九十五パーセント以上となるよう、積極的に働きかけていく必要がある。具体的には、市町村に対し、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項第一号に規定する健康診査及び学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断（以下「就学時健診」という。）の機会を利用して、当該健康診査及び就学時健診の受診者の麻しんのり患歴

（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び予防接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数をいう。以下同じ。）である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを勧奨するよう依頼するものとする。また、定期の予防接種の受け忘れ等がないよう、定期の予防接種の対象者について、未接種の者を把握し、再度の接種勧奨を行うよう依頼するものとする。」等と定められました。

つきましては、上記内容について御了知いただくとともに、改正後の指針の内容も踏まえ下記のとおり市町村において御協力いただきたい事項を具体的に整理しましたので、貴管内の市町村に対し、広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、別紙2のとおり各都道府県等衛生主管部局宛て通知していることを申し添えます。

記

衛生主管部局と連携し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第1号に規定する健康診査の機会を利用して、当該健康診査の受診者の麻しんのり患歴（過去に検査診断で確定したものに限る。以下同じ。）及び第一期（生後12月から生後24月に至るまでの間）の定期の予防接種（予防接種法第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。）の接種歴（母子健康手帳、予防接種済証等の記録に基づくものに限る。以下同じ。）を確認し、麻しんに未り患又は麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの第一期の定期の予防接種を受けていない場合には、受け忘れ等がないよう、適切に対応すること。（改正後の指針第三の二の2関係）

参考1：麻しんについて

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考2：改正後の指針全文

<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>